

「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」の具体的な手続き

1 特記仕様書への明示

特記仕様書に特記仕様書（ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について）を適用（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）及び「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」の具体的な手続きを適用（津市 HP「産業・しごと－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ」を参照）と明示する。

上下水道局発注工事については、特記仕様書に特記仕様書（ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について）を適用（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）及び「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」の具体的な手続きを適用（津市 HP「産業・しごと－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－上下水道事業－上下水道管理課からのお知らせ」を参照）と明示する。

2 入札公告

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事等は、入札公告対象案件であることを明示する。

3 実施の方法

(1) 本特例措置について入札公告に明示していない工事等（既契約工事等を含む）

- ・ 発注者は速やかに工事打合せ簿（別紙 1）にて受注者に通知を行う。
- ・ 受注者は、工事打合せ簿（別紙 2）により、代替資材の調達等が別途必要になった場合に、購入する前に、調達検討資材に関する協議（様式 1）を行う。なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。
- ・ 受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙 3）により、調達検討資材に関する実施報告（様式 2）を行う。なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

(2) 本特例措置について入札公告に明示した工事

- ・ 受注者は工事打合せ簿（別紙 2）により、代替資材の調達等が別途必要になった場合に、購入する前に、調達検討資材に関する協議（様式 1）を行う。なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。

- ・受注者は、設計変更の際し、工事打合せ簿（別紙３）により、調達検討資材に関する実施報告（様式２）を行う。なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

4 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。なお、設計数量については、調達検討資材に関する協議（様式１）時に、受発注者で確認を行うこと。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量[※]

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負代金比率考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の契約時点の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

5 工期

本特例措置に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

発議者		☒ 発注者	☐ 受注者	発議年月日			
発議事項		☐ 指示	☐ 協議	☒ 通知	☐ 承諾	☐ 報告	☐ 提出
		☐ その他 ()					
工事名							
受注者名							
(内容)				発議者:			
				監督員:			
当工事について、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するため、特例措置として、津市工事請負契約約款第63条に基づき、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加で必要となる経費(以下「別途調達経費」という。)について変更の協議を請求することができます。詳細については下記津市HPを参照してください。特記仕様書については下記三重県HPを参照してください。 なお、協議の請求にあたっては、「別紙2」「様式1」を使用してください。 【津市HP 産業・しごと－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ】 https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nyuusatsu_keiyaku/1003487/1003770/index.html 【三重県の公共事業情報】 https://www.pref.mie.lg.jp/GIJJYUTSU/HP/m0310100101.htm							
添付図		葉、その他添付図書					
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 令和 年 月 日:					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 令和 年 月 日:					

調達検討資材に関する協議書

種別	理由 (根拠)	資材名	仕様・規格	単位	調達予定 数 量	調達予定 単 価	調達予定 価 格	購入時期 (○年○月)	注文日 (○年○月)	添付書類 番 号

注1:種別欄は、①②③を記入する。

①調達検討資材の代替資材を調達する場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合

③調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

注2:添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

調達検討資材に関する協議書

種別	理由 (根拠)	資材名	仕様・規格	単位	調達予定 数 量	調達予定 単価(円)	調達予定 価格(円)	購入時期 (○年○月)	注文日 (○年○月)	添付書類 番 号
②	メーカーからの 供給遅延通知	塩化ビニル管	○○mm	m	100	10,000	1,000,000	R8年○月	R8年○月	1
①	商社への注文 に対する回答 の写し(受注不 可)	塩化ビニル管	○○mm	m	200	15,000	3,000,000	R8年○月	R8年○月	2

注1:種別欄は、①②③を記入する。

①調達検討資材の代替資材を調達する場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合

③調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

注2:添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

調達検討資材に関する実施報告書

種別	理由 (根拠)	資材名	仕様・規格	単位	購 数	入 量	購 単	入 価	購 価	入 格	購入時期 (○年○月)	証明書類	証明書類 番 号

注1:種別欄は、①②③を記入する。

①調達検討資材の代替資材を調達する場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合

③調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

注2:証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち必要なものの写しを添付すること。

調達検討資材に関する実施報告書

調達状況の資料に関する実施報告書													
種別	理由 (根拠)	資材名	仕様・規格	単位	購 数	入 量	購 単	入 価	購 価	入 格	購入時期 (○年○月)	証明書類	証明書類 番 号
②	メーカーからの 供給遅延通知	塩化ビニル管	〇〇mm	m	100	10,000	1,000,000	R8年○月	取引伝票 遅延通知書				1
①	商社への注文 に対する回答 の写し(受注不 可)	塩化ビニル管	〇〇mm	m	200	15,000	3,000,000	R8年○月	請求書 回答書(写)				2

注1:種別欄は、①②③を記入する。

①調達検討資材の代替資材を調達する場合

②調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合

③調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

注2:証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち必要なものの写しを添付すること。